

## 年金加入期間等報告書 Q&A

Q1. 基礎年金番号がわかりません。どうしたらいいですか。

A1. 年金手帳や国民年金保険料納付書等で確認できます。不明な場合は年金事務所に問い合わせてください。当共済組合からは回答できません。

Q2. 秋田県で長年、臨時講師をしていました。勤務した学校毎に記入が必要ですか。

A2. 継続して臨時講師をしていた場合、基本的に学校毎の記入は不要です。継続している期間(年度末等に数日国民年金に加入する場合も含む)を1行でまとめて記入して構いません。

ただし、以下の場合は、加入する年金制度が異なるため、行を分けて記入してください。

- ・令和2年3月31日までの期間 と 令和2年4月1日からの期間
- ・令和4年9月30日までの期間 と 令和4年10月1日からの期間

※令和2年3月31日まで…厚生年金(一般)

※令和2年4月1日から令和4年9月30日まで…厚生年金(地方公務員共済)

※令和4年10月1日から…厚生年金(一般)

Q3. 経歴が多く、1枚で収まらない場合はどうしたらいいですか。

A3. 2枚目以降を作成してください。その場合、下欄の報告年月日、組合員住所・氏名は最後の年金加入報告書に記入するだけで構いません。

Q4. 記入が大変なので、年金事務所から発行してもらった「被保険者記録照会回答票」を添付してもいいですか。

A4. 過去の年金加入期間全てが記入されている書類がある場合は、その書類を添付すれば年金加入期間にかかる部分の記入は省略して構いません。

ただし、年金加入期間等報告書の上部(組合員指名、所属機関名、生年月日、基礎年金番号)は記入のうえ、空いている箇所に「別紙のとおり」と記入してください。

Q5. 秋田県庁と教育庁を行ったり来たりしています。どちらも同じ「エ 厚生年金(地方公務員共済)」なので1行にまとめて記入してもいいですか。

A5. まとめて記入しないでください。

同じ年金制度であっても加入する共済組合の種類が異なる場合は行を分けて記入してください。